

第2号議案

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年1月14日

提 出 者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第一号中「出産支援休暇、育児参加休暇」を「出産協力休暇」に、「子の看護のための休暇」を「子の看護休暇」に改め、同項第二号中「出産支援休暇、育児参加休暇」を「出産協力休暇」に、「子の看護のための休暇」を「子の看護休暇」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行に伴い必要な経過措置は、文京区教育委員会規則で定める。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十九号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p style="text-align: center;">○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成十二年三月二十三日 条例第二十九号</p> <p>第一条～第十四条（略） （年次有給休暇）</p> <p>第十五条 年次有給休暇は、一会計年度ごとの休暇とし、その日数は、一会計年度において、二十日（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し二十日を超えない範囲内で教育委員会規則で定める日数）とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、新たにこの条例の適用を受けることとなった者その他教育委員会規則で定める者のその年度の年次有給休暇の日数は、その年度の在職期間、他の条例等の適用を受ける職員としてのその年度の在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、教育委員会規則で定める。</p> <p>3 教育委員会は、年次有給休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、教育委員会は、請求された時季に年次有給休暇を与えることが職務に支障のある場合には、他の時季にこれを与えることができる。</p> <p>4 前三項に規定するもののほか、年次有給休暇に関し必要な事項は、</p>	<p style="text-align: center;">○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成十二年三月二十三日 条例第二十九号</p> <p>第一条～第十四条（略） （年次有給休暇）</p> <p>第十五条 年次有給休暇は、一会計年度ごとの休暇とし、その日数は、一会計年度において、二十日（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し二十日を超えない範囲内で教育委員会規則で定める日数）とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、新たにこの条例の適用を受けることとなった者その他教育委員会規則で定める者のその年度の年次有給休暇の日数は、その年度の在職期間、他の条例等の適用を受ける職員としてのその年度の在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、教育委員会規則で定める。</p> <p>3 教育委員会は、年次有給休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、教育委員会は、請求された時季に年次有給休暇を与えることが職務に支障のある場合には、他の時季にこれを与えることができる。</p> <p>4 前三項に規定するもののほか、年次有給休暇に関し必要な事項は、</p>

人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

- 5 臨時的に任用された職員の任用期間中の年次有給休暇は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

第十六条（略）

（特別休暇）

第十七条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。

- 一 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産協力休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇
- 二 前号以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産協力休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇

2（略）

第十八条～第二十条（略）

人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

- 5 臨時的に任用された職員の任用期間中の年次有給休暇は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

第十六条（略）

（特別休暇）

第十七条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。

- 一 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇
- 二 前号以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇

2（略）

第十八条～第二十条（略）

付 則（令和三年●月●●日条例第●●号）

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行に伴い必要な経過措置は、文京区教育委員会規則で定める。

新設